温暖化対策の最近の動向について

資料１

１．国際的な動き

○気候変動枠組条約締約国会議

・COP3（1997.12　京都）

京都議定書採択（2005年2月発効）

温室効果ガス排出量削減の国際的な約束。

（日本は2008～2012年の平均で1990年に比べ6％削減の義務）

・COP15（2009.12　デンマーク･コペンハーゲン）

2020年までの削減目標を各国が申告（日本：1990比-25％）

・COP16（2010.12　メキシコ・カンクン）

　先進国・途上国両方の削減目標・行動が同じ枠組みの中に位置づけられる。

　（全ての主要排出国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築に向けて交渉を前進）

・COP17（2011.11南アフリカ・ダーバン）

　日本は、第2約束期間の枠組みから離脱

・COP18（2012.12カタール・ドーハ）

　京都議定書を2013年以降8年間継続する改正決議を採択

（第2約束期間に参加し、GHG削減義務を負うのはEU、豪州等10か国のみ）

・COP19（2013.11ポーランド・ワルシャワ）

　日本の2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比で3.8％削減することを表明

（原発稼動による削減効果を見込まず）

○気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

・第５次報告書(2014年3月の第2作業部会公表）

政治的、社会的、経済的、技術的システムの変革により、効果的な適応策を講じ、緩和策とあわせて促進

２．国の動向

○2012年7月　再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始

○2012年10月　地球温暖化対策のための税が施行

○2013年5月　国に地球温暖化対策計画策定を義務付ける規定等を盛り込んだ地球温暖化対策推進法改正（地球温暖化対策計画は現在未策定）

○2013年7月　「ヒートアイランド対策大綱」改定

　　　　　　　 人の健康への影響等を軽減する適応策の推進を追加

○2013年11月　新たな温室効果ガス削減目標（2005年度比3.8％削減）を設定

○2014年4月　「エネルギー基本計画策定」（第4次）（電源別の数値目標なし）

３．大阪府の計画等

○温暖化対策おおさかアクションプラン（2012年3月策定）

～大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～

目標 2014年度の温室効果ガス排出量を1990年度から15％削減

（電気の排出係数を2008年度で固定して評価）

　〈重点施策〉

　　・見える化による行動促進（家庭部門）

　　・中小企業者の対策支援（業務部門、産業部門）

　　・公共交通等の利用促進、エコカーの普及促進（運輸部門）

　　・３Ｒの推進（資源循環部門）

　　・森づくりの推進

・再生可能エネルギーの普及

○大阪府ヒートアイランド対策推進計画（2004年6月策定）

　目標 ①住宅地域における夏の夜間の気温を下げ、2025年までに夏の熱帯夜数を2000年（1998～2002年の5年平均）より３割減らす。

（地球温暖化の影響を除外して評価）

②屋外空間にクールスポットを創出し、夏の日中の熱環境の改善を図り、体感的な温度を下げる。

　〈主な対策〉

・人工排熱の低減

　　・建物・地表面の高温化抑制

　　・冷却作用の利活用

○大阪府市ヒートアイランド対策基本方針（2014年3月策定）

　目標 ①住宅地域における夏の夜間の気温を下げ、2025年までに夏の熱帯夜の日数を2000年（1998～2002年の5年平均）より３割減らす。

（地球温暖化の影響を除外して評価）

②屋外空間にクールスポットを創出するとともに、人の健康への影響等を軽減する適応策を推進し、夏の昼間の暑熱環境の改善を図り、体感的な温度を下げる。

　〈主な対策〉

・人工排熱の低減

　　・建物・地表面の高温化抑制

　　・都市形態の改善

　　・適応策の推進

○おおさかエネルギー地産地消推進プラン（2014年3月策定）

目標 2020年度までに150万ｋＷ以上の電力を創出(太陽光発電90万kＷ、分散型電源等35万kＷ、ガス冷暖房等25万kＷ)

○大阪府温暖化の防止等に関する条例（2005年10月公布）

・エネルギー使用量が相当程度多い者（特定事業者）に対する対策計画書や実績報告書の届出義務、一定規模以上の新築・増改築を行う際の環境配慮計画の届出義務等を規定

〈主な改正内容〉

　【特定事業者関係】

　・技術的助言及び立入調査等の規定を追加。（平成24年4月施行）

　・電気の需要の平準化の取組促進等の規定を追加。（平成25年4月施行）

　【建築物の環境配慮関係】

　・販売又は賃貸する際に環境性能表示義務の規定を追加。（平成24年7月施行）

　・新築・増改築する場合に再生可能エネルギー利用設備の導入の検討及び省エネルギー　　　基準への適合義務の規定を追加（平成27年4月施行予定）